

記号

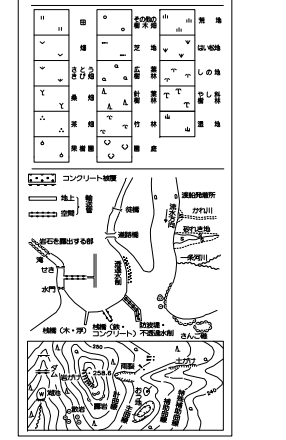
▲	▲37.2	三角点
○	●52.04	赤十字
○	●6.62	赤十字
○	●25.6	赤十字
○	●18.7	赤十字

○	○	○	○	○
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○

○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○

○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○

凡例	
■	下水道管渠
■	下水を排除すべき区域
■	下水を処理すべき区域



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による測地座標系。
 投影はメルカトル法。
 図面に表示してある距離値はメートル単位。
 高さの基準は東京湾の平均海面(T.P.)
 等高級間隔は2メートル。
 平面直角座標値は、世界測地系による。

- 編 影 平成20年2月
- 1. 修正 平成11年3月 (旧高松市)
 - 2. 修正 平成14年3月 (旧滝池町)
 - 3. 修正 平成10年3月 (旧牟礼町)
 - 4. 修正 平成14年3月 (旧香川町)
 - 5. 修正 平成9年3月 (旧香南町)
 - 6. 測 定 平成22年3月 (旧飯江町)
 - 7. 修 正 平成22年3月 (飯江町)



計 画 期 間 高松市
 作 業 機 関 国研建設株式会社・株式会社五箇井共同企業体
 許 可 なく複製を禁ず。
 「この測量成果は、国土地理院長の勘定をうけて得たものである
 (勘定番号)平成20四公第38号」